

いじめ防止基本方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の人権を侵害する行為であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に影響を与えるのみならず、人の命に関わる重大な問題です。

したがって、いじめの防止等の対策には、「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識をもち、学校、家庭、地域、教育委員会、その他児童の教育に関わる全ての者が連携し、いじめの問題を克服することを目指して行われなければなりません。

本校では、学校が全ての児童にとって安心・安全で、楽しく充実していると実感できる「心の居場所」となるよう指導体制の充実を図り、家庭や地域等と連携して、いじめの防止等に取り組みます。

さらに、児童自らが、いじめの問題を自分たちの問題として捉えることが大切であり、児童会によるいじめの防止等の主体的な取組を積極的に推進します。

(2) いじめの防止等の対策

① いじめの未然防止

いじめはどの児童にも起こり得るという意識をもち、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を行います。

児童の自主性を重んじ、いじめを自分たちの問題として捉え、いじめを生まないようにするための主体的な取組を支援し、児童一人ひとりのよさが発揮され、互いに支え合い、認め合う望ましい人間関係を育てます。

ア 児童理解と環境づくり

- ・校内児童指導委員会でいじめに関する情報・知識の共有を図る。(月2回)
- ・基本的な生活習慣と学習規律の徹底を図ります。
- ・Q-U調査(学級診断尺度調査)を1学期および2学期に行い、分析・対策・実践を通して、より望ましい学級集団をつくります。
- ・毎学期、児童一人一人と面接をし、一人一人の喜びや願い、悩みや不安等を把握する。また、面接記録票を活用し、記録を累積して多面的に成長を捉えます。

イ 自尊感情をはぐくみ、互いを思いやる豊かな心の育成

○ 「いのちの教育」の推進

- ・毎学期、道徳の授業で、いじめに関する資料を取り扱います。(いのちのメッセージカードの活用、いのちの教育講演会)
- ・学級活動や朝の会、二塚タイムにおいて、ソーシャルスキルトレーニングや構成的グループエンカウンターを取り入れ、人と関わる能力や好ましい人間関係を育てます。

○ 児童が主体となる取組の充実

- ・児童会でいじめをなくすための活動「いじめ防止運動(仮称)」を企画し、標語やポスターの掲示や意見発表を行います。
- ・友達のよいところを見付ける機会を設けます。(あいさつ名人、おそうじ名人)
- ・児童による自主的な活動を推進し、自己有用感や自己肯定感をはぐくみます

ウ 家庭や地域等との連携

- ・学校いじめ防止基本方針を公表し、保護者や地域の理解を得るよう努めます。
- ・PTAや地域の関係団体、学校評議委員会等といじめについて協議する機会を設け、地域ぐるみのいじめ防止対策を推進します。
- ・ネットいじめを防止するために、SNSの適切な利用方法を含む情報モラル教育を進めるとともに、PTAの協力を得て、保護者向け研修会を実施し、ネットの危険性について理解を深める啓発活動を行います。
- ・PTAと連携したあいさつ運動を実施します。(毎月10日)
- ・保護者アンケートを毎学期実施します。

② いじめの早期発見

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの危機意識もち、軽視することなく、積極的に関わります。

また、早い段階からチームを組んで的確に対応します。

ア 日常的な観察

- ・ 休み時間や昼休みに、無担任で校舎内を巡回する。授業者は早めに教室等へ行き、授業開始時刻に遅れないようにする。担任は授業者が来るまで教室で学年の準備をします。
- ・ 毎日の健康観察や児童との雑談、普段の授業等から情報を集め、教職員間の情報の共有に努める。また、迅速な報告・連絡・相談に努めます。
- ・ 「こころのお天気ポスト」を設置し、児童の悩みや相談を随時受け付け、早期に対応します。(担任、養護教諭)

イ アンケート調査

- ・ いじめ実態調査を毎月10日に行います。
- ・ 人権教育を進めるため、「生活振り返りカード」を各学級で適時活用します。

ウ 教育相談

- ・ 各学期にカウンセリング週間を設け、児童全員にカウンセリングを実施します。
- ・ 保護者や地域からの情報を得るため、「いじめ相談窓口」を設け、周知します。

③ いじめへの対処

いじめを発見した場合や通報を受けた場合、直ちにいじめを受けた児童の安全を確保し、いじめ対策委員会において組織的な対応を行います。

また、必要に応じて教育委員会や関係機関等と連携して対応します。

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・ 児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に受け止め傾聴します。
- ・ いじめられた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保します。
- ・ 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、直ちに、いじめ防止対策委員会で情報を共有します。
- ・ いじめ対策委員会が中心となり、役割分担して速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実確認を行います。
- ・ 事実確認の結果は、教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡します。
- ・ 犯罪行為として取り扱われる可能性のある事案については、警察に相談又は通報し、連携して対応します。

イ いじめられた児童及びその保護者への支援

- ・ スクールカウンセラー等と連携し、いじめられた児童の心のケアや保護者への支援を行います。
- ・ いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、環境を整えます。

ウ いじめた児童への指導及びその保護者への助言

- ・ いじめがあったことが確認された場合、いじめられた児童やその保護者への謝罪、いじめた児童への指導等について、保護者と連携して適切に対応します。
- ・ いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。
- ・ いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、当該児童の健全な人格の発達に配慮した対応を行います。

エ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせます。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導します。
- ・はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させます。

オ ネット上のいじめへの対応

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、当該児童に指導するとともにその保護者に連絡し、直ちに削除させます。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、警察に相談し、連携した対応をとります。

④ いじめの再発防止

同じ児童が被害となるいじめが再発したり、いじめのターゲットが変わっていじめが続いたりすることを防ぎます。

また、事案について検証し、同様の事案が発生しないよう必要な対策を講じます。

ア 児童の見守り

- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行います。
- ・児童の変化を定期的に確認・検証します。必要に応じて支援策を修正し、支援を継続して行います。

イ 再発防止の取組

- ・お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努めます。
- ・道徳や学級活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導を行います。

(3) いじめ対策委員会

① 構成員

- ・校長、教頭、教務主任、児童指導主事、特別支援コーディネーター、学級担任、その他関係する教職員

※ 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、その他関係機関や関係諸団体の代表者等（民生委員、保護士、人権擁護委員、学校評議委員、PTA役員）を追加します。

② 役割

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認、見直し。
- ・教職員の共通理解と意識啓発（校内研修等）。
- ・児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取。
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の相談窓口。
- ・いじめ事案の調査と対応。